

平成30年10月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第3号 海外視察費返還履行請求事件

口頭弁論終結日 平成30年8月3日

判 決

青森県弘前市元大工町16番地

原 告 弘前市民オンブズパーソン

同代表者代表幹事 葛 西 聰

青森市長島一丁目1番1号

被 告 青 森 県 知 事 吾

三 村 申 至

同訴訟代理人弁護士 菊 池 行

藤 田 篤 篤

同指定代理人 相 山 清

山 馬 美 智

大 内 国 子

榜 田 省 造

主 文

1 被告は、神山久志に対し、72万6850円を青森県に支払うよう請求せよ。

2 被告は、寺田達也に対し、71万6645円を青森県に支払うよう請求せよ。

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25 第1 請求の趣旨等

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、神山久志に対し、72万6850円及びこれに対する平成27年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を青森県に支払うよう請求せよ。
- (2) 被告は、寺田達也に対し、71万6645円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員を青森県に支払うよう請求せよ。

2. 被告の答弁

- (1) 本案前の答弁

本件訴えをいずれも却下する。

- (2) 本案についての答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、青森県議会の神山久志議員（以下「神山議員」という。）及び寺田達也議員（以下「寺田議員」といい、神山議員と併せて「本件各議員」という。）が、五所川原市において「五所川原立候武多海外情報発信事業」（以下「本件五所川原市事業」という。）として行ったブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）のサンパウロ市への旅行に随伴した海外派遣（以下「本件海外派遣」という。）につき、青森県が本件各議員に対して海外派遣費用として神山議員に対し72万6850円及び寺田議員に対し71万6645円の公金をそれぞれ支出した（以下、この公金支出を「本件公金支出」という。）ところ、主たる事務所を青森県内に置く原告が、青森県議会が行った本件海外派遣に係る派遣決定（以下「本件派遣決定」という。）は違法であり、本件公金支出も違法であるから、青森県は、本件各議員に対し、本件公金支出に係る公金相当額の不当利得返還請求権を有し、それを請求しないことは財産の管理を怠る事実である旨主張し、青森県の執行機関である被告に対して、地方自治法（以下「地自法」という。）242条の2第1項4号に基づき、神山

議員に対し72万6850円、寺田議員に対し71万6645円の不当利得の返還及びこれらに対する平成27年2月25日（本件公金支出の精算手続がされた日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を請求することを求める住民訴訟の事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地自法の定め

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる（地自法100条13項）。

(2) 青森県議会会議規則（昭和31年青森県議会告示第2号。以下「本件会議規則」という。）の定め

ア 地自法100条13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する（本件会議規則123条1項本文）。

イ 同条1項により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない（同項2項）。

(3) 青森県議会における青森県議会議員の本件会議規則123条の規定に基づく議員の派遣（以下「議員派遣」という。）に関する申し合わせ事項（平成14年3月19日青森県議会決定。平成23年1月21日最終改正。甲9。以下「本件議員派遣申し合わせ事項」という。）

ア 種類

議員派遣の種類は、①海外派遣、②国内派遣とする。

イ 予算

議員派遣は、毎年度、予算の範囲内で実施する。

ウ 議員派遣の決定に関する手続

一部の国内派遣を除き、議員派遣を提案する議員は、議長に対し、原則として議員派遣前の定例会開催中にあらかじめ議員派遣提案書を提出し、

議長は、議員派遣の提議に当たって、後記才の基準を勘案のうえ、議会運営委員会に諮る。

エ 議員派遣結果の報告及び公開

一部の国内派遣を除き、議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成した上で、議長に対し、派遣終了後30日以内に同報告書を提出しなければならず、議長は、議員派遣の結果を本会議に報告し、また、提出された上記報告書は、議会図書室に備え置かれ、閲覧に供されるほか、任期中、議会ホームページに掲示される。

オ 議員派遣（海外派遣）の基準

海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。海外派遣の旅費の支給額は、その最高限度額を議員一人につき80万円とし、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例に基づき算定した額とする。

3 前提事実（争いがないか後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

原告は、青森県の住民によって構成され、主たる事務所を青森県内に置く、青森県や弘前市などの不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動をしている権利能力なき社団であり、被告は、青森県の執行機関である。

（2）本件五所川原市事業の概要

ブラジルのサンパウロ市のサンバチーム（以下「本件サンバチーム」という。）は、日伯修好通商航海条約120周年を記念して、日本をテーマにしたサンバを行いたいと考え、平成26年、青森県を訪れた際、五所川原市に対し、五所川原市立佞武多（以下「立佞武多」という。）の山車をサンパウロ市で行われるサンバカーニバル（平成27年2月14日開催。以下「本件カーニバル」という。）で使用したい旨申し出た。

五所川原市は、この申出を受け、関係各所の協力を得て、「復興祈願・鹿嶋大明神と地震鯨」と題する立佞武多の山車（以下「本件山車」という。）をサンパウロに輸送して本件サンバチームに寄贈し、同チームに本件山車を本件カーニバルの山車の一つとして使用してもらうこと（本件五所川原市事業）とした。（以上、甲11、乙1、弁論の全趣旨）

5 (3) 本件派遣決定に至るまでの経緯

ア 本件各議員は、五所川原市による本件五所川原市事業に随伴したいと考え、青森県議会議長（以下、単に「議長」という。）に対し、平成26年12月1日、①派遣目的を、「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」、②派遣場所を、「ブラジル（サンパウロ）」、③派遣期間を、「平成27年2月10日～平成27年2月17日」とし、旅程表を添付した本件海外派遣に係る議員派遣提案書（以下「本件提案書」という。）を提出した（甲4）。

15 イ 議長は、議会運営委員会に対し、本件海外派遣について諮り、同委員会は、平成26年12月9日、本件海外派遣の議案を本会議において裁決することを決定し（甲6、弁論の全趣旨），青森県議会は、同日、本会議において、議員2名が反対したものの賛成多数により、本件海外派遣の議案が可決された（甲6、7、弁論の全趣旨）。

20 (4) 本件海外派遣の概要（甲5、22、24、25。この項の日付はいずれも平成27年2月のものである。）

ア 10日から12日まで（移動）

本件各議員は、五所川原市の職員とともに、10日、青森空港を出発し、羽田空港、成田空港、イスタンブル空港（トルコ）を経由して、12日午後7時10分（現地時間。以下同じ。），サンパウロ空港（ブラジル）に到着し（なお、本件各議員らは、10日は千葉県成田市内のホテ

ル、11日はイスタンブールのホテルに宿泊した。），そのままホテルに向かい、同所において在サンパウロ総領事らを交えて翌日以降の日程等の打合せをした。

イ 13日

5 本件各議員らは、本件カーニバルの会場において、本件山車の組立て状況や本件サンバチームの準備状況を確認した後、五所川原市から本件サンバチームへの本件山車の贈呈式に列席した。

その後、本件各議員らは、在伯青森県人会（以下「県人会」という。）の会員らと昼食会を行い、県人会の会館を訪問した。

10 ウ 14日（本件カーニバル当日）

本件各議員らは、午前4時55分から1時間程度、五所川原市の職員とともに、本件山車の周囲を随伴する方法で、本件カーニバルに参加した。

15 本件カーニバルは、午前8時に終了し、本件各議員らは、ホテルに戻つて仮眠した後、午後1時から在サンパウロ総領事公邸において本件サンバチームのメンバーや県人会の会員らを始めとする本件カーニバルの参加者らを交えた昼食会に参加した。

なお、本件各議員は、同日夜に開催された懇親会には出席しなかった。

エ 15日から17日まで（移動）

20 本件各議員らは、15日午前2時、ホテルからサンパウロ空港に向かい、同日午前5時15分、サンパウロ空港を出発し、イスタンブール空港を経由して成田空港に到着し、その後、寺田議員は羽田空港から空路で、神山議員は東京駅から陸路で、それぞれ帰路についた（なお、本件各議員らは、15日は機内泊し、16日は東京都内のホテルに宿泊した。）。

(5) 本件公金支出の手続

25 青森県は、本件各議員に対し、本件海外派遣前の平成27年1月16日、本件海外派遣の旅費として、神山議員については71万6770円を、寺田

議員については71万6645円をそれぞれ概算払した（以下、この概算払を「本件概算払」という。乙5～8）。

また、青森県は、本件海外派遣後の同年2月25日、本件各議員について精算手続（以下「本件精算手続」という。）を行い、神山議員に対しては、東京都内から青森県内に帰る交通手段を空路の予定から陸路に変更したことから、1万0080円の追加支給を行い（これにより、神山議員には最終的に72万6850円の支払がされた。），寺田議員に対しては、交通手段の変更などもなかったことから追加支給等は行われなかった。（以上、甲8）

（6）五所川原市における復命書の提出

10 五所川原市の経済部部長小山内秀峰及び秘書課課長小林耕正（以下「小林課長」という。）は、五所川原市長に対し、平成27年3月6日、連名で復命書（甲11。以下「本件五所川原市復命書」という。）を提出し、本件五所川原市事業の内容や成果を報告した（甲11）。

（7）本件海外派遣の結果の報告

15 本件各議員は、議長に対し、平成27年3月9日、連名で議員派遣結果報告書（甲5。以下「本件議員報告書」といい、本件五所川原市復命書と併せて「本件各報告書」という。）を提出し、本件海外派遣の内容や成果を報告した（甲5）。

（8）本件訴訟の提起等

20 原告は、青森県監査委員に対し、本件公金支出について必要な措置を講ずるよう青森県知事に対して勧告することを求める旨の住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）をするため、平成28年2月22日、請求書を提出し、同月26日、同請求書は受理された。なお、同請求書には、請求の趣旨として、「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」に係る違法不当な公金支出について、青森県知事に対し、同調査に参加した青森県議会議員から青森県

に返還を求めるなど、青森県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告すること求める。」とし、請求の理由において、本件の経過として、「青森県は、平成27年2月25日、神山議員分72万6850円、寺田議員分71万6645円の旅費を精算した。なお、神山議員については羽田、青森空港間の国内航空旅費のうち、帰路分キャンセル料3475円が含まれていた。」ことに言及していた。(以上、甲1)

青森県監査委員は、平成28年4月18日付けにより、本件住民監査請求を棄却する旨を決定した上、原告に対しこれを通知し(甲1)，原告は、同年5月13日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

10 第3 争点及びこれに関する当事者の主張

1 本案前の主張について

(1) 本件住民監査請求は地自法242条2項本文所定の請求期間内にされたものであるかについて

(原告の主張)

15 本件住民監査請求は、本件公金支出について、本件概算払のほか本件精算手続の違法又は不当も問題とするものであり、本件精算手続がとられた平成27年2月25日から1年以内である平成28年2月22日に申し立てられたものであるから、適法である。

(被告の主張)

20 概算払による公金の支出についての住民監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをすることはできない(最高裁平成6年(行ツ)第108号同7年2月21日第三小法廷判決・裁判集民事174号285頁(以下「平成7年判決」という。))ところ、本件住民監査請求は、本件公金支出のうち本件概算払の違法又は不当を主張するものであり、本件概算払は、平成27年1月16日に行われ、本件住民監査請求はそれから1年が経過した後である平成28年2月22日に請求書が提出され、同月

26日に同請求書が受理されているから、不適法である。

なお、仮に、本件住民監査請求が、普通公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とするもの、すなわち、被告が本件議員らに対し不当利得返還請求権を行使しないことを財産の管理を怠る事実とするものであったとしても、かかる住民監査請求については、上記財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきであるから、本件概算払のあった平成27年1月16日から1年経過したときは、本件公金支出について住民監査請求できない（最高裁昭和57年（行ツ）第164号同62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁〔以下「昭和62年判決」という。〕）。

(2) 本件住民監査請求について、地自法242条2項ただし書所定の「正当な理由」があるか否かについて

(原告の主張)

仮に、本件概算払がされたときを本件住民監査請求における請求期間の起算点とするとしても、原告において本件公金支出が違法又は不当ではないかと疑問を抱く契機は、本件議員報告書（甲5）と本件五所川原市復命書（甲11）を比較検討したときであり、本件議員報告書は青森県議会議長に対し平成27年3月9日に提出されたもので、原告がこれを端緒に本件概算払の内容を知るために、情報公開請求などが必要であり、原告は、相当な注意力をもってしても、本件概算払から1年以内に住民監査請求をすることはできないから、本件住民監査請求には上記の「正当な理由」がある。

(被告の主張)

上記の「正当な理由」は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたか否かによ

り判断されるべきところ、実務上、旅費等の支払が概算払されることが圧倒的に多く、「旅行依頼簿」（甲8）を見れば、本件概算払が行われていることが明らかである。本件概算払は秘密裡にされたものではなく、本件議員報告書（甲5）も、平成27年3月17日の定例本会議において報告されるとともに、青森県議会図書館に備え置かれ、同月24日には議会のホームページにも掲載されていたものであり、原告は、情報開示請求などにより、住民監査請求ができる程度に本件概算払の存在及び内容を知ることができた。したがって、原告において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に本件概算払の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当期間内に本件住民監査請求がされていないことは明らかであり、本件住民監査請求に上記の「正当な理由」はない。

2 本案に関する主張について

(1) 本件派遣決定及び本件公金支出の違法性

(原告の主張)

ア 本件海外派遣の目的の合理性について

本件提案書には、本件海外派遣の目的として、「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」としか記載されておらず、抽象的で漠然としたもので、これだけでは何のための海外派遣なのか理解し難い。寺田議員は、立佞武多を東京オリンピックで活用する可能性を視野に海外の人々の立佞武多に対する反応を調査すること、県人会の現在の活動状況等を調査することを目的にしていたとのことであるが、このような目的が議会において説明されたことはなく、議会は、本件海外視察の目的について十分に把握しないまま実質的な審査もせずに本件派遣決定をしたものである。また、寺田議員が、本件五所川原市事業と本件海外派遣の目的の異同について、具体的説明ができていないなど、本件海外派遣の目的は極めて曖昧であ

る。さらに、派遣先としてブラジルが選定されたのも、偶然、本件サンバチームから五所川原市に本件カーニバルに立佞武多の山車を使用させて欲しいという要請があり、五所川原市が本件五所川原市事業を行うことになったことに便乗したという程度の理由しかなく、派遣先としてブラジルが選定されたことにも合理性はない。

したがって、本件海外派遣の目的に合理性はない。

イ 本件海外派遣の必要性について

本件海外派遣の具体的な内容を見ると、本件カーニバルの詳細は、インターネットや観光案内などを利用すれば十分に把握、調査することができるし、本件五所川原市事業の状況も、インターネットや五所川原市の関係者への聴取などにより十分に把握することができる。また、本件カーニバルは熱狂的な祭りであり、立佞武多の山車が本件カーニバルに参加するのは初めてであるから、本件サンバチームが本件山車を本件カーニバルで使用すれば、観客から熱狂的に受け入れられることや現地のマスコミにも取り上げられて大きな反響を呼ぶことは現地に行かなくとも容易に予想できる。県人会の実態についても、会員が減少しているとか高齢化しているなどの情報は、インターネット等を利用すれば十分に把握できることである。本件海外派遣の成果物の本件議員報告書も、観光案内やインターネットなどの資料により容易に入手できる情報や抽象的な一般論にとどまっているか、単に当時の状況を説明するものにすぎず、その体裁・構成も本件五所川原市復命書とほぼ同様であり、本件議員報告書の作成経過も不明朗で実態としては起案を第三者に丸投げしていたと考えられ、本件各議員が本件海外視察において県政に関する調査をしたと認めることはできない。

本件各議員が行った本件海外派遣の事前準備も、せいぜい本件カーニバルがどれくらいの規模のものであるかを旅行会社から聴取したという程

度のものにすぎず、公費を支出して行う海外派遣の事前調査に値する活動はされていない。本件海外派遣後の本件各議員の活動も、寺田議員は、本件海外派遣後、齊藤直飛人議員（以下「齊藤議員」という。）を通じて、東京オリンピックの関係組織に対し、立佞武多を東京オリンピック向けのイベントに活用できないか働きかけを試みたとするが、齊藤議員から具体的な予算の確保がなければ紹介もできないと応答され、上記関係組織に接触することすらできていない。寺田議員は、本件五所川原市事業と同様に立佞武多の山車をフランスのイベントに出演させることになった際、青森県及び五所川原市に対し、小さい山車を持っていくより、通常の大きさの山車を持って行った方が、効果がある旨助言したとするが、これも立佞武多を見たことがあれば誰でも分かることで、本件海外派遣を県政に生かした活動ということはできない。そのほか、寺田議員は、本件五所川原市事業のように市町村が海外発信事業を行う際に県から何らかの支援策をすることについては、今後の検討課題である旨述べるとどまり、何ら検討をしていない。

したがって、公費を使用してまで本件海外派遣を行わなければならない必要性に欠ける。

ウ 以上のとおり、本件海外派遣が「本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査」としての実質を有しないものであり、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるから、本件派遣決定は違法であり、これに基づく本件公金支出も違法である。

(被告の認否)

ア 本件海外派遣の目的の合理性について

否認する。

本件海外派遣の目的は、「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブルジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」であり、本件

議員派遣申し合わせ事項の海外派遣の基準である「本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査」に該当する。青森県にとって、人口減少問題などの解決の糸口として観光産業振興が課題であり、特に、国際観光振興が重要な課題となっている。また、青森県にとって、国際交流は重要な事務であり、県人会との交流も長年にわたって行われてきたものであり、本件海外派遣もその国際交流の一環として位置付けられるものであるから、本件海外派遣の目的も正当である。なお、本件海外派遣は、本件五所川原市事業と同一の日程であるが、本件海外派遣の目的は、本件五所川原市事業の目的とは異なるものである。本件海外派遣の視察先の選択も、本件海外派遣が立佞武多を活用した国際交流及び国際観光振興の視察を目的とするものであるところ、本件五所川原市事業がブージルで行われるものであるから、合理的である。

したがって、本件海外派遣の目的には合理性がある。

イ 本件海外派遣の必要性について

否認する。

本件海外派遣の視察内容は、①本件カーニバル会場の下見、②本件山車の贈呈式、③県人会との昼食会、④県人会の会館の訪問、⑤本件カーニバルへの参加、⑥在サンパウロ総領事公邸での昼食会というものである（なお、本件各議員は、上記⑥の後に行われた本件カーニバルの参加者らとの懇親会には出席していない。），これらは本件海外派遣の目的に沿ったものである。また、立佞武多が海外の人々にどのように受け入れられるのかを調査することは、立佞武多を活用した国際交流及び国際観光振興を推進するに当たり重要であり、特に、寺田議員は、東京オリンピックのイベントにおいて立佞武多を活用することに关心を持っているから、絶対に必要なものである。そして、かかる事項の判断について、直接、観客の反応を見てするのとインターネット等のニュース記事やイ

メント紹介の記事からするのとでは、その性質から大きく異なり、調査の方法として、直接現地で情報を集めることが一番的確であることは明らかである。確かに、本件議員報告書は、本件五所川原市復命書と内容が重複しているが、これは本件海外派遣が立候武多を活用した国際交流及び国際観光振興の調査を目的としているため、性格上、本件五所川原市事業と同一日程になること、ブラジルの治安の関係で五所川原市の職員らと同一行動をとることが要請されたことによるものであり、本件五所川原市復命書と内容が重複していることから本件海外派遣が不当であるということはできない。本件議員報告書には、本件五所川原市復命書と異なり、日程の記載とは別に「視察を終えて」という項目があり、本件山車に対する観客の反応は大変良く、観客やマスコミなどの反応から数百万人の世界中の人々を魅了したと思われること、県人会が本件五所川原市事業に献身的に援助しており、青森県の宣伝に尽力していること、そのほか在サンパウロ総領事等の協力もあり、良い条件がそろって本件五所川原市事業が成功したことなど本件各議員が実際に見たことが記載されているのであるから、誰が起案したかに関わらず、本件議員報告書には本件海外派遣の成果が記載されている。

したがって、本件海外派遣を行う必要性もある。

ウ 以上のとおり、本件海外派遣には違法性がなく、本件公金支出にも違法性はない。

(2) 悪意の受益者性

(原告の主張)

本件各議員は、いずれも県政の各課題・各事務にかかる政策について精通しているのであるから、サンパウロまで視察をする必要性が希薄であったことについても知っていたか、少なくとも知らないことについて重過失があり、本件公金支出が法律上の原因を欠くことにつき悪意ないし重過失があるから、

悪意の受益者に当たり、青森県に対し本件公金支出により受領した金員を返還するについて、かかる金員に対する本件精算手続の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払う義務がある。

(被告の認否)

5 否認ないし争う。

第4 当裁判所の判断

1 本案前の主張について

前記前提事実のとおり、本件住民監査請求は、その請求書において、「請求の趣旨」として、「五所川原市立侯武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」に係る違法不当な公金支出について、青森県知事に対し、同調査に参加した青森県議会議員から青森県に返還を求めるなど、青森県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告すること求める。」と記載され、本件海外派遣に伴う財務会計行為の違法を問題としていると解することができるところ、同請求書における「請求の理由」において、事実の経過として、「青森県は、平成27年2月25日、神山議員分72万6850円、寺田議員分71万6645円の旅費を精算した。なお、神山議員については羽田、青森空港間の国内航空旅費のうち、帰路分キャンセル料3475円が含まれていた。」ことに言及していることに照らすと、具体的には、平成27年1月16日の本件各議員に対する概算払にとどまらず、同概算払から同年2月25日の精算手続までの本件公金支出に係る一連の財務会計上の行為の違法又は不当を主張しているものと認めることができる（なお、概算払と精算手続とは本来別個の財務会計上の行為であるが、原告が上記のような主張をする場合は概算払と精算手続のうちいずれの違法又は不当を主張するかを特定しなくとも監査請求の特定性に欠けるものではない。）。そして、本件住民監査請求は、本件精算手続がされた日（平成27年2月25日）から1年以内の平成28年2月22日に請求書が監査委員に提出されて請求がされ

ている（なお、住民監査請求の請求日は、請求書が監査委員に提出された日であり、監査委員が請求書を受理した日ではない。）から、地自法242条2項本文所定の請求期間内にされた違法なものということができる。

なお、平成7年判決及び昭和62年判決は、住民監査請求において精算手続の違法又は不当が主張されていない事案についての判断であり、本件とは事案を異にし、本件の判断について参考となるものではない（なお、平成7年判決は、精算手続に違法又は不当の点があるならば、これについては、概算払の住民監査請求とは別途に住民監査請求をすることができる旨言及している。）。

2 本案の主張について

（1）前記前提事実に後掲証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

ア 本件公金支出当時の社会情勢

国は、人口減少問題への対応及び地方の活性化に取り組むために「地方創生」を最重要課題に掲げ、平成26年末、まち・ひと・しごと創生法及び地域再生法の改正法を成立させるとともに、地方創生関連予算として、平成26年度に4200億円、平成27年度に1兆数千億円を計上し、地方自治体にも地方版総合ビジョンと総合戦略を盛り込んだ「地方版総合戦略」を策定するように求め、青森県においても、2040年には半数以上の市町村で若年女性が半減すると推計がされ、人口減少問題は喫緊に対応しなければならない最重要課題として取り上げられ、その対策の一環として交流人口の獲得のための国内外への情報発信や外国人観光客の誘致・推進等の施策を進めていた（甲5、乙4）。

イ 本件提案書提出に至るまでの経緯

寺田議員は、人口減少問題の解決の糸口の一つとして、観光産業の振興により他の地域からの交流人口の増大によって地域の消費を拡大させ、小売りから宿泊業、農林水産業等まで経済効果を波及させるとともに、

人口減少を交流人口の増加により補い、地域の活力を維持することを期待し、その一環として、立佞武多を利用した海外から青森県への観光客の誘致に关心があったところ、五所川原市が本件五所川原市事業を行うという話を聞き、これを機会に海外の人々が立佞武多に対してどのような反応を示すのかを実際に見てみたいと考えるとともに、仮に、立佞武多がサンパウロの人々に受け入れられるのであれば、東京オリンピックの関係組織に知人のいる齊藤議員を通じて、東京オリンピックのイベントで立佞武多を利用してもらえるように働きかけを行い、そこで立佞武多の宣伝をして海外から青森県への観光客の獲得に結び付けようと考えた。(以上、甲5、乙4、証人寺田1、2頁)

寺田議員は、神山議員に対し、本件五所川原市事業の内容等と上記考えを伝えたところ、神山議員は、青森県が国内外への戦略的な情報発信の推進や外国人観光客の誘致の強化・推進を行っていることから、本件五所川原市事業の調査は青森県にとっても有益であると考え、また、青森県は、県人会に対し、平成21年10月頃に県人会の会館の改修工事費用として500万円の補助金を支出しており、そのほか、青森県議会から30万円、青森県国際交流協会から720万円の寄付が県人会に対してされたことから、サンパウロに行く機会を利用して県人会の活動状況や過去の補助金がどのように活用されたのかなどについて調査したいとして、本件五所川原市事業に同行することを希望した。(以上、甲26、乙2、4、証人寺田4、5頁)

寺田議員は、五所川原市総務部秘書課の小林課長に対し、本件五所川原市事業の日程を問い合わせ、平成26年10月14日、小林課長から日程について回答を受けた(甲2、弁論の全趣旨)。また、小林課長は、青森県議会事務局総務課の隅田浩巳(以下「隅田課員」という。)に対し、同年11月6日、旅行会社作成の暫定の旅程表等を送付し、旅費は一人

当たり62万円になる旨を伝え（甲10），同月27日，上記旅程表よりも出発日が1日早まり，経由地が変更になったとする旅行会社作成の暫定の旅程表を送付し，旅費も一人当たり78万円に変更になる旨を伝えた（甲3，弁論の全趣旨）。

5 本件各議員は，議長に対し，平成26年12月1日，①派遣目的を「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」，②派遣場所を「ブラジル（サンパウロ）」，③派遣期間を「平成27年2月10日～平成27年2月17日」と記載し，上記旅程表（甲3）を参考に作成された旅程表を添付した本件提案書を提出した（甲4）。なお，五所川原市は，県人会とのつながりがなく，五所川原市の予定では県人会との交流が予定されていなかつたが，本件各議員は，現地の治安がよくないため五所川原市の派遣団と別行動をとることができなかつたことから，五所川原市に働きかけ，県人会との交流が旅程に組み込まれるようにした（乙4，証人寺田4，6頁）。

10 ウ 本件派遣決定に至るまで

議長は，議会運営委員会に対し，本件海外派遣について諮り，同委員会は，平成26年12月9日，本件海外派遣の議案を本会議において裁決することを決定したが，その際，何ら内容について質疑等がされなかつた（甲8，証人寺田22頁）。青森県議会は，同日，本会議において，議員2名が反対したものの賛成多数により，本件海外派遣の議案が可決されたが，何ら内容についての質疑等はなかつた（甲8，9，証人寺田22，23頁）。

15 エ 本件海外派遣視察の具体的な内容

20 (ア) 平成27年2月13日

本件各議員は，本件カーニバルの会場において，本件山車の組立て状

況や本件サンバチームの準備状況を確認した。なお、寺田議員は、その際、本件山車が本来の土台よりも低い土台の上に載っていることに気付き、実物よりも大きさに迫力がないと感じたため、その場にいたマスコミにそのことについて説明し、それも含めて宣伝をして欲しい旨を働きかけた。続いて、本件各議員は、五所川原市から本件サンバチームへの本件山車の贈呈式に参列したが、県議会議員の代表としての挨拶などしたものではなかった。（以上、証人寺田3、4、31頁）

10 本件各議員は、その後、県人会の会員らと昼食会を行い、寺田議員は、県人会の会員らに対して、立佞武多の宣伝をして欲しい旨を要望し、会員らからは、日本語の話せない会員の増加や会員の高齢化などの現状を聴取した。さらに、本件各議員は、県人会の会員らの案内により県人会の会館を訪問し、会員らから、県人会は財政状況が厳しく、会館の2階を賃貸して活動費を得ていることを聞き、県の補助金等には感謝しており、会館の改修時期が近づいているので再度、資金的な援助をお願いしたい旨の要望を受けた。寺田議員は、本件五所川原市事業には、県人会の協力が大きく貢献しており、県人会がブラジルでの青森県の宣伝に協力してくれていると感じたため、これからも県人会との交流を続け、会員の高齢化等の県人会の抱える問題についても解決策に取り組む必要があると考えた。（以上、証人寺田5～7、13、15頁）

15 20 (イ) 平成27年2月14日

本件各議員は、午前4時55分から1時間程度、本件山車の周囲を随伴する方法により、本件カーニバルに参加した。寺田議員は、本件山車を見る観客の様子を観察し、本件山車はほかの山車と比べ、反響が大きいと感じ、立佞武多を東京オリンピックのイベントにも十分に活用できると感じた。（以上、甲5、証人寺田8、9頁）

25 本件カーニバルは、午前8時に終了し、本件各議員は、ホテルに戻つ

て仮眠した後、午後1時から在サンパウロ総領事公邸での昼食会に参加した。寺田議員は、この昼食会に参加していた本件五所川原市事業に協賛する企業やマスコミの関係者らから、本件山車について、和紙から出る電灯の明かりがサンパウロの山車と異なっていて独特であるという感想を得て、同人らに対し、五所川原市で実際に行われる立佞武多は本件カーニバルで使用された本件山車よりも迫力がある旨伝え、立佞武多を宣伝した。（以上、証人寺田9～11頁）

その日の夜も懇親会が開かれたが、本件各議員は、翌日の出発時間が早いこと、サンバの演奏がされ娯楽性が強いことを理由に上記懇親会には出席しなかった（乙4）。

オ 本件公金支出

(ア) 青森県は、本件各議員に対し、本件海外派遣前の平成27年1月16日、以下の内訳により、本件概算払をした（甲8、乙5～8）。

a 神山議員

① 鉄道賃	1000円
② 車賃	8万9650円
③ 航空賃等	49万9060円
④ 旅行雑費	1万9000円
⑤ 宿泊料	9万4600円
⑥ その他	
観光査証代	1万3460円
⑦ 合計	71万6770円

b 寺田議員

① 鉄道賃	なし
② 車賃	9万0525円
③ 航空賃等	49万9060円

④ 旅行雑費	1万9000円
⑤ 宿泊料	9万4600円
⑥ その他	
観光査証代	1万3460円
⑦ 合計	71万6645円

(イ) 青森県は、本件各議員に対し、本件海外派遣後の同年2月25日、以下内の内訳により、本件精算手続をした(甲8)。

a 神山議員

① 鉄道賃	1万7980円
② 車賃	8万9275円
③ 航空賃等	48万9060円
④ 旅行雑費	1万9000円
⑤ 宿泊料	9万4600円
⑥ その他	
飛行機キャンセル料	3475円
観光査証代	1万3460円
⑦ 合計	72万6850円

b 寺田議員

前記ア b と同じ。

c したがって、神山議員に対しては、1万0080円の追加支給がされ、寺田議員に対しては、追加支給はされなかった。

力 本件議員報告書の作成経緯

本件五所川原市事業により出張した小林課長は、隅田課員に対し、本件議員報告書中、具体的な視察内容、結果が記載された「調査報告書」の原案(甲14, 15)を送付し、隅田課員はそれをもとに改定案(甲14, 16)を起案した上で、本件各議員にその内容を確認してもらうと

ともに、平成27年3月6日、小林課長にもその改定案のデータを送付し、内容について誤りがないか確認してもらった（甲12）。本件各議員は、ほぼ上記改定案の内容のままの「調査報告書」を添付して本件議員報告書を作成した（甲5、12、14、16）。なお、隅田課員は、本件五所川原市事業にも、本件海外派遣にも同行していない。

キ 本件各報告書の記載

本件議員報告書に添付された「調査報告書」は、「1 観察に当たって」、「2 調査内容」、「3 観察を終えて」の合計3項目からなり、第1項には、本件海外派遣の動機となる青森県を取り巻く事情等が、第2項には、サンパウロのカーニバル、本件五所川原市事業発足の経緯、青森県とブラジルとの交流関係等の一般的概要が記載された後、具体的な日程に沿った行事の内容等が、第3項には、本件海外派遣により得られた感想ないし意見などの総括が、それぞれ記載されている。

他方、本件五所川原市復命書は、「1 出張期間」、「2 用務先」、「3 用務」、「4 概要」からなり、第4項は、出張の内容（本件五所川原市事業）が記載された部分とこれを総括する部分とからなり、前者については、本件議員報告書の第2項のうち、県人会館の状況及び県人会の現状等に関する同会副会長の発言内容を除き、本件五所川原市事業発足の経緯及び具体的な日程に沿った行事等についてほぼ同一の内容が記載されている。

また、本件議員報告書のうち本件海外派遣について総括する部分（第3項の部分）及び本件五所川原市復命書のうち本件五所川原市事業を総括する部分（第4項のうち6枚目下から13行目以下の部分）には、以下の記載がある（なお、下線は当裁判所において付したものである。）。

(ア) 本件議員報告書（甲5）

「地球の裏側の国ブラジルへの渡航が片道18,000キロメートル、

飛行時間約24時間ということや、調査の主題となる行事のカーニバルが真夜中に行なわれたこと、休む間も無い過密スケジュールであったことなど、体力的には大変厳しい調査であった。

しかし、ブラジルのカーニバル初となる日本からの山車である立佞武多に対しては、地元民をはじめメディアの注目度と報道頻度は非常に高く、カーニバル会場控え室に写るテレビ中継モニターでも常にアップで取り上げられていた。

また、通信社をはじめ、世界の主な報道機関の取材も多数あり、日本やブラジルはもとより世界中に情報発信されるなど、3万人の会場の観客をはじめ数百万人の世界中の人々を魅了したと思われる。

サンパウロは在住日系人の大変多い地区ということで、五所川原市一行は、地元の手厚い協力体制に大変感謝していた。

特に、在伯青森県人会においては、組立作業中からサポートを頂いていたとのことで、我々が現地に入ってからも、玉城道子会長をはじめ、県人会事務局を務めるとともに日本国総領事館に勤務する川守田一省氏においては、休暇中にも関わらず終始、立佞武多の運行準備をはじめ何かにつけて支援を頂いていた。

青森県人会館を訪れた際には、県人会の皆さんから、昨年、阿部議長や佐々木副知事をはじめとした訪問団を迎えて、滞りなく創立60周年の記念式典が実施できたこと、また平成21年には、青森県の助成により同会館の補修ができたことや贈呈により図書の拡充が図られたこと等の支援に対し、心からの感謝の言葉があった。

遠く離れていても、心のふるさととして常に青森県のことを思っていることが言葉の端々に深く感じられるものであり、感銘を受けた。」

「今回の視察に当たっては、五所川原市の立佞武多が、東日本大震災からの復興を祈願して製作されたという青森県のみならず日本の願

いが込められたテーマであったことから、ブラジル以外の海外の人々からも大変注目を浴びた。

さらに、在サンパウロ日本国総領事の福島教輝氏、並びにファッションドザイナーのコシノジュンコ氏、また青森県人会の方々など関係各位の強い結びつきと支援があつてはじめて立佞武多の参加が実現したものと実感した。

また、立佞武多の渡航に際して五所川原市では、世界に向かた五所川原立佞武多の情報発信や地域の振興のため、県内の多くの自治体同様に厳しい財政事情のなか、臨時議会を経て補正予算を組むなどの対応をしており、市の並々ならぬ思いと実行力に頭が下がる思いである。

今度は、青森ねぶたが今年7月にイタリア・ミラノへ出陣する予定との報道もあり、世界中に青森県の祭りがPRできる絶好のチャンスと期待している。

15 いざれにしても、ネブタをはじめ、県を代表する祭りが海外へ遠征するには、運搬費用等予算の裏付けが必須であるが、我が県が誇る祭りを日本全土へ紹介し、さらには日本を代表する文化として世界に向けて情報発信することは、国内ひいては世界からの誘客と地域経済の活性化に必ずや結び付くものであると確信した。」

「折しも円安の効果もあって日本は外国人観光客が増加している。

20 本県においても、平成25年の外国人宿泊者数が前年比145%と大きく伸びており、今後も国際観光誘客にとって良好な環境は続くと思われる。

東日本大震災の影響からの回復はもとより、これから、平成27年度末に北海道新幹線が開業され、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、本県観光産業が国内や世界に向けて大きく飛躍できる時期を迎えることから、是非この絶好のチャンスを生かし

たいものである。

ついては、オリンピック・パラリンピック選手団の事前合宿の誘致実現とともに、観光等で訪れた方々に対して青森県民全員で心に残る「おもてなし」を実践し、交流人口の確保と地域活力の持続につなげたいものである。」

10 (イ) 本件五所川原市復命書（甲11）

「正に地球の裏側の国ブラジルへの渡航は、片道の飛行時間約24時間以上に及ぶ大変厳しいものであった。また、カーニバルが夜中に行なわれ、現地での日程は在サンパウロ日本領事館主導であったため、休む間も無いハードスケジュールであった。

しかしながら、ブラジルのカーニバル初となる日本からの山車の出陣は、現地をはじめメディアの注目度が大変高く、テレビ中継でも頻繁にアップとなっていた。

15 また、各通信社はじめ、報道機関も多数訪れ、日本、ブラジルはもとより世界中にその姿が配信されたものと思われる。

日系人の大変多い地区でもあり、地元の協力体制には大変感謝している。特に、在伯青森県人会においては、組立作業中からサポートを頂き、我々が現地に入ってからも、玉城会長はじめ、事務局を務め総領事館に勤務されている川守田氏においては、休暇中にも関わらず終始、助けて頂いた。

20 今般の視察に当たっては、五所川原市の立佞武多が、東日本大震災からの復興を祈願して製作されたという青森県のみならず日本の願いが込められているテーマであったことから、海外においても大変注目を浴びていた。

25 さらに、在サンパウロ日本国総領事、並びにコシノジュンコ氏、また青森県人会など関係各位のバックアップがあつてこそ実現したものと感

じている。

大型立佞武多初となる海外出陣は、地球の裏側のブラジルのカーニバルへの参加となつたが、一過性のものとして終わらせる事なく、この勢いを継続し、大いに情報を発信して、街を練り歩く立佞武多の姿を見ていただくために、たくさんの方に五所川原を訪れてもらい、観光振興、経済振興に結び付けなければならぬと改めて感じた。」

ク 本件海外派遣後の本件各議員の活動

寺田議員は、東京オリンピックの関係組織に知人のいる齊藤議員を通じて、東京オリンピックのイベントで立佞武多を利用してもらえるように働きかけを行おうと、齊藤議員に上記関係組織の者との面会の仲介を依頼したが、齊藤議員から、予算の裏付けを得てから上記面会をして欲しい旨の要請を受け、その旨を五所川原市長にも伝えたところ、五所川原市長から現時点で予算の裏付けを確約することは難しい旨の回答を受けたため、結局、上記面会を実現することはできなかつた（証人寺田20, 21頁）。

また、寺田議員は、五所川原市が、本件五所川原市事業と同様、フランスにも立佞武多の山車を運搬して現地のイベントに参加するに際し、青森県及び五所川原市に対し、予算が多少増加したとしても、小さい山車を用いるよりも実物大の山車を用いた方が宣伝効果は大きい旨アドバイスした（証人寺田30, 31頁）。

なお、寺田議員は、市町村が本件五所川原市事業のような独自の海外情報発信事業を行う際、青森県の立場から何か支援をすることができるかについて、具体的な施策を立案するなどの検討はしていない（証人寺田31頁）。

- 25 (2) 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量によ

り議員を国内や海外に派遣することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法となると解すべきである（最高裁昭和58年（行ツ）第149号同63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁平成5年（行ツ）第57号同9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁及び最高裁平成12年（行ツ）第369号、同年（行ヒ）第352号同15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁参照）。そして、上記裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察の必要性、視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮する必要があり、例えば、視察が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、視察の内容や費用が視察目的に照らして明らかに不相当である場合などは、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣の決定は違法となるものと解される。

なお、本件海外派遣の内容は、①本件五所川原市事業の視察、②県人会との交流からなるから（前記(1)イ）、以下、これら二つを区別して検討する。

(3) 本件五所川原市事業の視察について

ア 本件五所川原市事業の視察の目的について

本件提案書の本件海外派遣の目的として、「五所川原市立佞武多を活用した…青森県の国際観光振興に関する調査」と記載され、寺田議員も、海外の人々が立佞武多に対してどのような反応を示すのかを実際に見て、立佞武多がサンパウロの人々に受け入れられるのであれば、東京オリンピックのイベント等で立佞武多を活用して宣伝し、海外から青森県への観光客の獲得に結び付けたいと考えていたこと（前記(1)イ）からすれば、本件海外派遣のうち、本件五所川原市事業を視察する目的は、青森県の国際観光振興を推進するために立佞武多を活用することが可能であるか否かを調査することにあるということができる。

そして、青森県においては、人口減少問題が喫緊の課題とされ、その対応策の一環として交流人口の獲得のための外国人観光客の誘致・推進等の施策を進めている（前記(1)ア）ところ、海外からの観光客を増加させることが国の重要な政策の一つとされ、国において様々な施策がとられ、そのため外国からの観光客が増加していることは公知の事実であり、かかる社会情勢を踏まえて、青森県においても外国人旅行客の増加を図る施策がとれないかを検討することは合理性があるものというべきである。また、立候補は、青森県における著名な行事の一つであり、実際に多くの観光客を集めていることもまた周知の事実であるから、外国からの観光客を誘致することにこれを利用しようとするのも合理的な政策目標となり得るものである。そうすると、青森県の国際観光振興を推進するため、立候補を活用することの可能性を検討することを目的として、本件五所川原市事業について調査することは合理的な議員活動であるということができる。なお、原告は、派遣先としてブラジルが選定されたことに合理性はない旨主張するが、立候補に対する外国人の反応について情報を収集する機会はそうあるものではないことは明らかであり、かかる機会を設定するために自ら行事等を企画しようとすれば、膨大な費用と労力を要することは目に見えているから、本件五所川原市事業を視察することは合理的であり、本件各議員が、本件五所川原市事業を視察することを前提として派遣先を「ブラジル（サンパウロ）」としたことに不合理はないといふことができる。

したがって、本件海外派遣のうち本件五所川原市事業の視察に係る目的に不合理はないといふべきである。

イ 本件海外派遣の必要性について

海外派遣等の出張の成果は、その報告書に反映されるものであるから、本件各報告書の内容を検討すると、本件五所川原市事業の視察の内容は、

①本件カーニバル会場の下見、②本件山車の贈呈式、③本件カーニバルへの参加、④在サンパウロ総領事公邸での昼食会であるところ、かかる視察の内容については、本件各報告書のいずれにもほぼ同一の記載（なお、本件議員報告書〔甲5〕には、本件五所川原市事業と関係のない県人会との交流に関するものも記載されている。）がされている（前記(1)キ）。また、これについての感想なしし意見を述べた総括部分について本件各報告書を比較すると、前記(1)キ(ア)及び(イ)の各下線部について内容が重複しているところ、同下線部の内容は、本件山車が現地の観客やマスコミに注目されたこと、本件五所川原市事業は県人会や在サンパウロ総領事等の関係各所の協力があって実現できたことなど、いずれも、本件五所川原市事業の視察における成果の中核をなすものであり、本件議員報告書の最も重要な部分といえるものである。本件議員報告書の前記下線部以外の記載のうち、本件五所川原市事業の視察に関するものは、①五所川原市が財政状況の厳しい中で海外情報発進事業を行っておりその実行力を高く評価すること、②今後も青森市のねぶたがイタリアのイベントに参加することなどが予定されておりねぶた等は海外からの観光客の誘致に役立つと考えられること、③円安、東北大震災からの復興、北海道新幹線の開業、東京オリンピックの開催等海外からの観光客の誘致がしやすい環境にあること、④東京オリンピック・パラリンピックの選手団の事前合宿の誘致に尽力したいことが記載されているが、上記①は、本件五所川原市事業の視察をしなくてもわかることがあるし、上記②ないし④は本件五所川原市事業の視察とは直接関係のない事項について述べるものにすぎない。したがって、本件議員報告書の内容はその重要部分において本件五所川原市復命書とほとんど異ならないということができるところ、そもそも、本件議員報告書は、実際に派遣されていない隅田課員が、本件五所川原市復命書の案を利用して、その文面に手を

加えて起案をした上、本件各議員がこれに押印したにすぎないといわざるを得ないもの（前記(1)カ）であって（なお、寺田議員は、証人尋問において、本件五所川原市復命書の案を入手したことは認めつつ、本件議員報告書は本件各議員において作成した旨供述するが〔証人寺田2, 14, 15, 26~28頁〕、隅田課員が小林課長宛てた電子メール〔甲12〕には、「頂いた原稿を元に、改定案を作成しました。」という、自ら起案したとする記載がある上、寺田議員の上記供述は曖昧で二転三転しており、にわかに信用し難く、採用することができない。），五所川原市職員に加えて本件各議員が本件五所川原市事業の視察をしなければ記載することができないような内容が記載されること自体が想定し難いものといわざるを得ない。

本件海外派遣における本件各議員による実際の調査の状況を見ると、本件各議員らは、五所川原市職員に終始同行していたことが認められ（前記(1)エ），五所川原市職員とは別行動をとるなどして独自の情報収集をしていた形跡はうかがわれないところ、かかる活動状況からすると、五所川原市の職員が入手することができる以上の情報が入手できる余地は極めて少なかったといわざるを得ない。もっとも、本件各議員は、ブラジルの治安が悪かったため、五所川原市職員と別行動をとることができなかつたものであるが、そうであれば、そもそも本件海外派遣は、はじめから五所川原市職員が入手することができる以上の情報が入手できる余地が少ないものであり、そのことは当然に予測することができたことであるといわなければならない。実際、本件議員報告書において報告された視察の状況、すなわち、視察によって得られた情報の内容は、本件五所川原市復命書の内容とほとんど異なるところはないことは、先に検討したとおりである。もっとも、本件各議員は、五所川原市職員に同行して情報を収集したとしても、五所川原市職員とは異なる県議会議員と

して関心があるはずであるから（なお、被告も、本件海外派遣の目的について、本件五所川原市事業の目的とは異なる旨主張し、本件海外派遣の独自の目的を強調するところである。），本件五所川原市復命書に記載されたものとは異なる事実を拾い出して報告することは可能なはずであるし、むしろ、そのようなものがなければならぬはずであるところ、上記のとおり、本件議員報告書は、本件五所川原市復命書とその報告する事実の内容はほとんど異なるところがないばかりではなく、その表現ぶりも似たところが多く、そもそも県議会議員としての立場において情報収集を行うということが意識されて現地の調査がされたものとはいひ難い。

なお、被告は、直接現地に赴いて情報を集めることの重要性を強調し、本件海外派遣が必要であった旨主張するが、そもそも海外派遣等の出張の成果は、その報告書に集約されるものであるから、被告のいう本件海外派遣における本件各議員が直接現地に赴いて情報を集めた成果は、当然ながら本件議員報告書に反映されていなければならないはずであるところ、その報告内容が本件五所川原市復命書とほとんど異ならないものであることは、先に指摘したとおりである。もっとも、本件海外派遣により得られた情報は、五所川原市職員により得られたものと大差のないものであったとしても、実際に現地に派遣された県議会議員として、本件議員報告書には反映し難い実体験を生かして、県議会議員の立場からの五所川原市職員とは異なる独自の観点から情報を分析し考察を加えて報告を行うというのであれば、それはそれなりに意味のあることであり、本件海外派遣を行うことに合理性があるということができるという余地もある。しかしながら、本件報告書の総括部分である「3 視察を終えて」の項目の内容も、本件五所川原市復命書の内容と異なるものということができないことは、先に検討したとおりである。また、寺田議員は、

現地における実体験として、①本件カーニバルの会場の下見において、本件山車が実物よりも大きさに迫力がないと感じたため、その場にいたマスコミにそのことについて説明し、それも含めて宣伝をして欲しい旨の働きかけをしたこと、②在サンパウロ総領事公邸での昼食会について、出席者から本件山車はサンパウロの山車と異なっていて独特であるという感想を聴取し、出席者に対して立候武多の宣伝を行うなどしたこと、③本件カーニバルへの参加について、本件各議員は本件山車の周囲を随伴しながら、本件山車を見る観客の様子を観察し、本件山車はほかの山車と比べて反響が大きいと感じたことが認められる（前記(1)エ(ア)(イ)）。

しかしながら、上記①及び②については、本件海外派遣の目的が、立候武多の宣伝ではなく、立候武多が外国人観光客の誘致に有益か否かを見極めるために調査をすることであるから、本件海外派遣の目的のための行為であったということはできない。上記③についても、極めて抽象的な印象を記載したものであり、実際に現地に赴いて観察したからこそ得られた感想であるということができるものではなく、五所川原市からの情報収集では不十分であるとはいひ難く、本件海外派遣が必要であったことを裏付けるに足りる事情ということはできない。さらに、寺田議員は、本件海外派遣後の活動として、①東京オリンピックの関係組織に知人のいる齊藤議員を通じて、東京オリンピックのイベントで立候武多を利用してもらえるように働きかけを行おうとしたこと、②五所川原市がフランスに立候武多の山車を運搬して現地のイベントに参加することになった際、青森県及び五所川原市に対し、予算が多少増加したとしても、小さい山車を用いるよりも実物大の山車を用いた方が宣伝効果は大きいといった助言をしたことが認められる（前記(1)ク）。しかしながら、上記①については、このようなことは、必ずしも本件海外派遣を実施しなくとも可能であり、実際の働きかけにおいて、本件海外派遣の経験が生か

されたということができるような具体的な事情も見当たらない。また、上記②については、実際の立候武多を観覧したことがあれば、必ずしも本件海外派遣を実施しなくとも可能であると考えられるし、そもそも、本件五所川原市事業を行った五所川原市自身が、本件五所川原市事業による経験から分かっていることと考えられ、寺田議員が本件海外派遣を行ったことが必要で有益であったことを裏付けるものということはできない。そのほか、本件各議員は、市町村が本件五所川原市事業のような独自の海外情報発信事業を行う際に、青森県の立場から何か支援をすることができるかという点については、具体的な施策を立案するなどをしているものではなく、本件五所川原市事業の視察で得た成果を有効に活用したなどの事情は見当たらない。

したがって、本件各議員が本件海外派遣のうち本件五所川原市事業の視察を通じて得られた成果は、五所川原市が本件五所川原市事業により得た以上のものとはいい難いところ、本件海外視察による情報収集は、五所川原市の職員による情報収集に加えて情報を得ることのできる可能性は客観的にも乏しく、また、本件各議員においても、かかる情報を得ようとして調査が行われたとも認め難いものであり、本件海外派遣によらずとも五所川原市の職員からの事情聴取等の情報収集によってもその目的を達することは十分可能であったものというべきであるから、そもそも本件海外派遣は必要がなかったというべきであるし、少なくとも、その費用に見合った効果ということを考えるならば、一人当たり約70万円もの費用を二人分かけてまで本件海外派遣を行う必要はなかつたといるべきである。

(4) 県人会との交流について

本件提案書の本件海外派遣の目的に、「青森県とブラジルの国際交流」とあること、寺田議員から本件五所川原市事業の話を聞いた神山議員が、サン

パウロに行くのであればその機会を利用して、過去に青森県が補助金等を寄付していた県人会の活動状況やその補助金等がどのように活用されたのかなどについて調査したいと考え、本件海外派遣において県人会との交流をすることになったという経緯があることからすると（前記①イ）、県人会との交流の目的は、具体的には、①県から県人会への補助金等の使途等の調査、②国際交流にあったと認められる。

しかしながら、上記①については、その当時、青森県においてサンパウロの青森県人会の活動状況や補助金の使用状況について具体的な問題点や課題が指摘されていた形跡もうかがわれないことに照らすと、本件海外派遣の目的として具体的な事項が念頭におかれたものとは認め難いものであるから、一般論として、補助金等の使途の適正の確保という目的自体の合理性を否定できないとしても、本件において、本件各議員をサンパウロに派遣することについて具体的な必要性があることを裏付ける根拠となり得るものということはできない。また、上記②についても、確かに、国際交流という目的自体の重要性は、一般論として認めることはできるものの、青森県と県人会との間において具体的な課題があったことをうかがわせる事情も認められないことに照らすと、本件において、本件各議員をサンパウロに派遣することについて具体的な必要性があることを裏付ける根拠となり得るものということはできない。もっとも、県人会との交流を行うことの具体的な必要性を裏付ける事情がなかったとしても、本件五所川原市事業の視察を前提としてこれに付随する目的であれば（なお、寺田議員自身も本件五所川原市事業の視察の方が主目的であった旨供述する〔証人寺田29、30頁〕。），全く許されないものではないということができるかもしれないが、前記のとおり、本件海外派遣が、本件五所川原市事業の視察の目的のために必要なものであったということはできないのであるから、本件海外派遣が、県人会との交流のために必要なものであるとして、その必要性を肯定することができるものでは

ない。

(5) 以上のとおり、本件海外派遣は、本件五所川原市事業の視察及び県人会との交流のいずれについても、議会の権能を適切に果たすために必要がないか、又は、その内容及び費用がその目的に照らして明らかに不相当であったのであるから、議会が本件派遣決定をしたことは、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったといわざるを得ず、本件派遣決定は違法である。

そうすると、本件公金支出に係る本件精算手続も違法となるところ、精算手続においては、旅費等の追加払いをするだけではなく、必要があれば概算払により支給したもののが返還を求める事もでき、精算手続は、追加払いをしないだけでなく、概算払で支払ったものの返還も求めないという判断も含まれているのであるから、追加払いのみが違法となるのではなく、概算払で支払われたものの返還を求めなかったことも違法であり、支払額全部の返還を求める事ができる。

したがって、神山議員及び寺田議員がそれぞれ72万6850円及び71万6645円の公金を受領したことはいずれも法律上の原因を欠き、本件各議員は、不当利得として、受領した当該公金相当額を青森県に対して返還する義務を負うこととなる。

(6) なお、本件各議員が悪意の受益者といえるか否かについて、原告は、本件各議員はいずれも県政の各課題・各事務にかかる政策について精通しているのであるから、本件海外派遣の必要性が希薄であったことについても知っていたか、少なくとも知らないことについて重過失があると主張する。しかしながら、本件派遣決定は、審議において必要性について説明を求める質問が出るなどといったこともなく、議員2名が反対したほかは全員賛成をして決議されたこと（前記(1)ウ）、先に検討したとおり、本件海外派遣の目的（本件五所川原市事業の視察）が正当であること自体は否定できないことに照らすと、本件各議員が県政に精通していたとしても、本件派遣決定が違法であ

るという認識を持っていたとまでは考え難く、そのような認識に至ることも困難であったということができ、そのほか、本件全証拠を検討しても、本件各議員が悪意の受益者であることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の被告に対する請求のうち本件各議員に対して利息の請求をするように求める部分は理由がない。

3 よって、原告の請求のうち神山議員及び寺田議員にそれぞれ72万6850円及び71万6645円の不当利得返還請求をするように求める部分については理由があるから、これらを認容し、その余はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する（なお、訴訟費用については、行政事件訴訟法7条によりその例によるとされる民訴法64条ただし書により、被告に全部を負担させることとする。）。

青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 飯 畑 勝 之

15

裁判官 首 藤 晴 久

20

裁判官 都 築 健 太 郎

これは正本である。

平成30年10月19日

青森地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 船水浩美津

